

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年6月24日

岩手県立中央病院長 宮田 剛

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 不要品売却
- (2) 概要 不要品売却に係る仕様書による
- (3) 期間 契約締結日から令和6年8月31日
- (4) 履行場所 岩手県立中央病院
- (5) 入札方法

(1) の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (4) 入札の日において、岩手県から物品の製造の請負又は物品の買入れに係る指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等販売業の許可を受けている者であること。
- (6) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定により、営業所を管轄する都道府県公安委員会から古物営業許可を受けている者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒020-0066 岩手県盛岡市上田一丁目4-1
岩手県立中央病院 総務課 管財係 電話 019-653-1151（内線2207） FAX 019-653-2528
なお、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。
- (2) 入札説明書、入札参加申請書（様式）等の配付期間
令和6年6月24日（月）から令和6年7月8日（月）の土日祝祭日を除く午前9時から午後5時まで。
なお、病院ホームページ及び岩手県公式ホームページから入札参加申請書等をダウンロードすることも可能であること。
- (3) ホームページアドレス
<http://www.chuo-hp.jp>（病院ホームページ）
<https://www.pref.iwate.jp/iryokyoku/oshirase/index.html>（県ホームページ）
岩手県トップページ＞（県の組織）医療局＞医療局からのお知らせ

4 入札参加資格申請に関する事項

- (1) この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申請書を令和6年7月8日(月)午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない(郵送可)。
また、入札日の前日までの間において、岩手県立中央病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) (1)により提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。

5 質問書の受付及び回答方法

仕様書等に対して質問がある場合は、書面(任意様式。FAXによる提出可)により令和6年7月9日(火)午後5時までに、3に示す照会先に提出すること。また、回答は、質問者に対し令和6年7月11日(木)午後5時までにFAXにより送信する。

6 入札及び開札の日時及び場所

令和6年7月17日(水)9時30分 岩手県立中央病院 2階第1会議室
(入札書は直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。)

7 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札金額に100分の110を乗じて得た金額の合計の100分の3以上の額を入札前に納入すること。
ただし、医療局財務規程第184条の規程により免除することがある。
また、落札者が契約の締結を拒んだときは県に帰属するものとする。
- (3) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法
医療局財務規程(昭和51年岩手県医療局管理規程第6号)第190条の規定により決定された予定価格以上の範囲内で入札した者のうち、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) その他 詳細については、入札説明書による。